明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○平成二十七年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（経済産業二二〇）　一
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一五
特殊法人等
平成二十六事業年度財務諸表（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構・独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構）、地方競馬全国協会平成二十六事業年度決算等、厚生年金基金解散・清算人就任関係　三七
地方公共団体
教育職員免許状失効、教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人、公示送達関係　三三
会社その他　三五
会社決算公告　三六

告示

○経済産業省告示第二百二十号

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、平成二十七年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針が定められたので、同条第四項の規定に基づき公表する。

平成二十七年十月十四日

経済産業大臣　林　幹雄

平成二十七年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針

国は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号。以下「官公需法」という。）第四条第三項に基づき、平成二十七年度における中小企業者に関する国等の契約の基本方針（以下「国等の契約の基本方針」という。）を次のとおり定める。

第一　中小企業者の受注の機会の増大の意義及び目標に関する事項

1　中小企業者の受注の機会の増大の意義

我が国経済は、緩やかな回復基調が続いており、先行きについても、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されている。こうした中で、我が国経済を持続的発展の軌道に乗せていくためには、中小企業・小規模事業者（官公需法第二条に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）の事業活動の活性化を図り、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図ることが重要である。

また、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害（以下「東日本大震災」という。）が東日本太平洋沿岸部を中心に甚大な被害をもたらしており、被災した中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興や被災者の雇用の確保が喫緊の課題となっていることに加え、全国の中小企業・小規模事業者の事業環境にも影響が及んでいることに留意する必要がある。

官公需法が制定された昭和四十一年度当時の中小企業・小規模事業者向け契約実績は二十五．九％であったが、平成二十六年度の中小企業・小規模事業者向け契約実績は五十二．八％と、官公需法制定時と比較して約二倍にまで高まっており、官公需法はこれまでのところ、一定の成果を挙げてきている。その一方、創業間もない中小企業者についてみれば、官公需における契約実績はほとんどない。

創業間もない中小企業者は、一般に、販売実績が少ないこと等の理由から販路の拡大が課題となっており、官公需においても、国等（官公需法第二条第三項に定める「国等」をいう。以下同じ。）の調達担当者等に知られる機会が少ないこと、信用が十分でないこと等の理由から受注機会が限られている。このため、官公需において、創業間もない中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図り、もって更なる販路拡大へとつなげることにより創業を支援するため、第百八十九回通常国会において、

①　創業十年未満の中小企業者を「新規中小企業者」として定義し、官公需において、国等の契約の相手方として活用されるように配慮すること。

②　中小企業者に関する国等の契約の基本方針並びに各省各庁及び公庫等の契約の方針を策定すること。

等を新たな内容とする官公需法の改正が行われ、平成二十七年八月に施行された。

国等は、改正官公需法で新たに盛り込んだ新規中小企業者に対する措置も含め、また、地方公共団体との連携も踏まえつつ、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に向けた一層の取り組みに努めるものとする。

なお、中小企業基本法第三条において「独立した中小企業者」を施策の対象とする旨を規定していることを踏まえ、大企業の支配下にあるいわゆる「みなし大企業」（以下「みなし大企業」という。）については、これを対象に含まないことに留意するものとする。